

様式第1号（第3条、第5条関係）

地球温暖化対策計画作成（変更）報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名 ⑩  
 [個人事業者にあつては、住所  
 及び氏名（自署又は記名押印）]  
 電話番号

年度の地球温暖化対策計画を作成（変更）したので、埼玉県地球温暖化  
 対策推進条例 第12条第1項前段（後段）  
 第13条第1項（第2項）の規定により、別添のとおり提出しま  
 す。

業 種 名	番 号	
燃 料 等 使 用 量 （ 店 舗 面 積 ）	前年度の燃料等使用量の原油換算の合計量 （大規模小売店舗の場合は、店舗面積	kℓ /年 ㎡
変 更 の 場 合	変 更 年 月 日	
	変 更 の 理 由	
自 動 車 地 球 温 暖 化 対 策 計 画 等 と の 関 係	埼玉県地球温暖化対策推進条例第37条第1項第 号該当	
連 絡 先	所 属 部 署 職 ・ 氏 名 電 話 番 号	
※ 受 付 年 月 日	年 月 日	※整理番号
※ 備 考		

- 注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、○で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。
- 2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる中分類の該当するものを記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第2号（第5条関係）

地球温暖化対策計画廃止報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

報告者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑨

〔個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印）〕

電話番号

年 月 日付けで提出した地球温暖化対策計画を廃止したので、  
埼玉県地球温暖化対策推進条例第13条第3項の規定により、次のとおり報告し  
ます。

廃止の理由			
連絡先	所属部署 職・氏名 電話番号		
※受付年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考			

注 ※印の欄には、記載しないこと。

（あて先）

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名 ⑩  
 [ 個人事業者にあつては、住所  
 及び氏名（自署又は記名押印） ]  
 電話番号

年度の地球温暖化対策計画に基づく措置の実施の状況について、埼玉県地球温暖化対策推進条例第14条の規定により、次のとおり提出します。

業 種 名		番 号	
燃料等使用量の 原油換算合計量	kℓ / 年		
温室効果ガス (CO <sub>2</sub> 換算) 総排出量	t-CO <sub>2</sub> / 年		
温室効果ガスの排 出の抑制等に関する 措置の実施状況			
自動車地球温暖化 対策実施状況 報告書との関係	埼玉県地球温暖化対策推進条例 第37条第2項に該当の有無		有・無
連 絡 先	所属部署 職・氏名 電話番号		
※ 受付年月日	年 月 日	※ 整理番号	
※ 備 考			

- 注 1 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる中分類の該当するものを記載すること。
- 2 燃料等使用量の原油換算合計量及び温室効果ガス（CO<sub>2</sub>換算）総排出量に係る算出資料を添付すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第4号（第8条関係）

地球温暖化対策推進者選任・解任届出書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑨

〔個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印）〕

電話番号

地球温暖化対策推進者を選任・解任したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

	所属部署名	氏名	電話番号	選任・解任年月日
選任				
解任				

（あて先）

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

Ⓔ

〔 個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印） 〕

電話番号

特定建築物環境配慮計画を作成したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第20条第1項前段の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地			
建築物の概要	工事の種類別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築		
	床面積の合計	新築等に係る部分 (                      m <sup>2</sup> )	その他の部分 (                      m <sup>2</sup> )	合計 (                      m <sup>2</sup> )
	用途			
	構造			
	高さ及び階数	(                      ) m (地上                      階、地下                      階)		
工事着手予定年月日	年	月	日	
工事完了予定年月日	年	月	日	
環境性能評価結果	別添のとおり			
再生可能エネルギー 利用設備の導入検討結果	別添のとおり			
設計者	設計会社名	電話番号		
	設計者氏名			
	住所			
※ 受付 処理 欄	※受付年月日	※ 備 考		
	年 月 日			
	※整理番号			

注 ※印の欄には、記載しないこと。

特定建築物環境配慮変更計画書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地  
 名称  
 代表者の氏名 ㊞  
 [ 個人事業者にあつては、住所  
 及び氏名（自署又は記名押印） ]  
 電話番号

特定建築物環境配慮計画を変更したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第20条第1項後段の規定により、次のとおり提出します。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地		
特定建築物環境配慮計画 提出年月日	年 月 日		
変更 内容	変更前		
	変更後		
変更の理由			
変更工事 着手予定年月日	年 月 日	変更工事 完了予定年月日	年 月 日
環境性能評価結果	別添のとおり		
再生可能エネルギー 利用設備の導入検討結果	別添のとおり		
設計者	設計会社名 設計者氏名 住所	電話番号	
※ 受付 処理 欄	※ 受付年月日	※ 備 考	
	年 月 日		
	※ 整理番号		

注 ※印の欄には、記載しないこと。

特定建築物工事完了届出書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑩

〔個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印）〕

電話番号

特定建築物環境配慮計画に係る工事が完了したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称 及び所在地	フリガナ 名称 所在地		
特定建築物環境配慮計画 提出年月日	年 月 日		
工事完了年月日	年 月 日		
※ 受付 処理 欄	※受付年月日	※ 備考	
	年 月 日		
	※整理番号		

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第8号（第16条、第17条関係）

自動車地球温暖化対策計画作成（変更）報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県 環境管理事務所長

提出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑩

〔個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印）〕

電話番号

自動車地球温暖化対策計画を作成（変更）したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例  
第30条第1項前段（後段）の規定により、別添のとおり提出します。  
第31条第1項（第2項）

事業の概要	業 種 名		番 号	
	使用する自動車の台数			
	従 業 員 数			
変更の場合	変 更 年 月 日			
	変 更 の 理 由			
連 絡 先	所属部署 職・氏名 電話番号			
※ 受 付 年 月 日	年 月 日	※整理番号		
※ 備 考				

- 注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、○で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。
- 2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる中分類の該当するものを記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第9号（第17条関係）

自動車地球温暖化対策計画廃止報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県 環境管理事務所長

報告者 主たる事務所の所在地  
名称

代表者の氏名

⑩

個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印）

電話番号

年 月 日付けで提出した自動車地球温暖化対策計画を廃止したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第31条第3項の規定により、次のとおり報告します。

廃止の理由			
連絡先	所属部署 職・氏名 電話番号		
※受付年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考			

注 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第10号（第18条関係）

自動車地球温暖化対策実施状況報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県 環境管理事務所長

提出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑩

〔 個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印） 〕

電話番号

自動車地球温暖化対策計画に基づく 年度の措置の実施の状況について、埼玉県地球温暖化対策推進条例第32条第1項の規定により、次のとおり提出します。

事業 の 概 要	業 種 名		番 号	
	使用する自動車の台数			
	従 業 員 数			
事業所別の自動車の状況				
自動車の運行に伴い排出される二酸化炭素の量				
自動車地球温暖化対策計画に基づく措置の実施状況				
低燃費車の導入状況				
連 絡 先	所属部署 職・氏名 電話番号			
※ 受 付 年 月 日	年 月 日	※整理番号		
※ 備 考				

注 1 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる中分類の該当するものを記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第 1 1 号 (第 1 9 条関係)

エコドライブ推進者選任・解任届出書

年 月 日

(あて先)

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名 ⑩

〔個人事業者にあつては、住所  
及び氏名 (自署又は記名押印)〕

電話番号

エコドライブ推進者を選任・解任したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例  
第 3 3 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

	所 属 部 署 職 名	氏 名	電 話 番 号	選任・解任 年 月 日
選 任				
解 任				

様式第12号（第23条関係）

自動車地球温暖化対策実施方針作成（変更）報告書

年 月 日

（あて先）

埼玉県知事

提出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑩

〔個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印）〕

電話番号

自動車地球温暖化対策実施方針を作成（変更）したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例  
第34条前段（後段）

第35条前段（後段）の規定により、別添のとおり提出します。

第36条前段（後段）

業	種	名	番	号	
対象となる事業所等の名称					
対象となる事業所等の所在地					
変 更 の 場 合	変 更 年 月 日				
	変 更 の 理 由				
連 絡 先		所属部署 職・氏名 電話番号			
※	受 付 年 月 日	年 月 日	※	整理番号	
※ 備 考					

注 1 作成・変更の別及び提出の根拠となる条項については、○で囲むか、二重線で消すことにより特定すること。

2 「業種名」及び「番号」の欄には、日本標準産業分類（平成21年総務省告示第175号）に掲げる中分類の該当するものを記載すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第13号（第28条関係）

省エネルギー性能説明推進者選任・解任届出書

年 月 日

（あて先）

埼玉県 環境管理事務所長

届出者 主たる事務所の所在地

名称

代表者の氏名

⑩

〔個人事業者にあつては、住所  
及び氏名（自署又は記名押印）

電話番号

省エネルギー性能説明推進者を選任・解任したので、埼玉県地球温暖化対策推進条例第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

選任・ 解任の 別	店 舗 名	氏 名	店 舗 所 在 地 電 話 番 号	選任・解任 年 月 日

注 欄が不足する場合は、別紙に記載し、併せて提出すること。

様式第14号（第30条関係）

（表 面）

写 真	第 号
	年 月 日
	所属・職名
	氏名
	有効期限
上記の者は、埼玉県地球温暖化対策推進条例第55条第1項の規定により立入検査等をする職員であることを証明する。	
埼玉県知事 印	

6 cm

8 cm

（裏 面）

埼玉県地球温暖化対策推進条例（抜粋）

（立入検査等）

第55条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、特定事業者、特定建築主、自動車の販売業者、第30条第1項に規定する事業者、大規模荷主、大規模集客施設事業者、第36条に規定する事業者又は特定電気機器等販売事業者の事業所その他必要な場所（特定事業者が連鎖化事業者である場合にあっては、当該特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所を含む。）に立ち入り、機械、設備、自動車、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができる。ただし、特定事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る場所に立ち入る場合においては、あらかじめ、当該加盟者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（勧告）

第56条 知事は、事業者又は特定建築主が次のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(11) 前条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。